

災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間

県名	自治体名	送付先	取扱期間
鹿児島県	大島郡与論町	〒894-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花 32-1 与論町役場 総務企画課	平成24年10月11日(木)から 平成24年12月31日(月)まで

※ 今後、この度の台風による災害に関して、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の受け入れを行う救助団体の追加や取扱期間の延長等の変更があった場合には、随時、ゆうびんホームページでお知らせしてまいります。

【掲載ページ】 <http://www.post.japanpost.jp/>